

## 施設概要

## ◎岩間市民プラザ ご利用のしおり◎

横浜市岩間市民プラザは、相鉄線・天王町駅近くに位置する、ホール、ギャラリー、レクチャールーム、リハーサル室、4つのスタジオの貸出施設を備えた地域の文化施設です。ホールはステージと客席を付けたり、平土間にしたりと、多目的にご利用いただけます。一般に公開される催し物はホール、ギャラリーを、音楽練習にはスタジオを、ダンスや演劇練習には鏡のあるリハーサル室を、会議にはレクチャールームをご利用ください。リハーサル室とレクチャールームは防音室ではないため、音量等の制限があります。

当館の受付は3階です。1～2階には、障がい者福祉事業所・借恵いわまワークス、ほどがや国際交流ラウンジ、保土ヶ谷区地域子育て支援拠点・こっころサテライト(休館中)が併設されています。

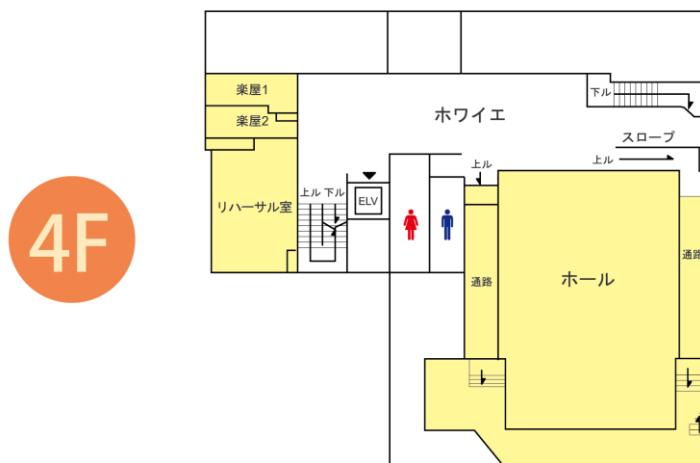
●所在地:〒240-0004 横浜市保土ヶ谷区岩間町1-7-15 ●電話:045-337-0011

●開館時間:9:00～22:00(受付業務は21:00まで)

●施設予約:横浜市市民利用施設予約システムをご利用ください。窓口でもお申込みいただけます  
ただし、室場の特性に合わないご利用や管理上支障がある場合は、ご利用いただくことができません

●定員:各室定員あり。楽器の大きさによっては、定員内であっても広さが足りないことがあります。

●休館日:施設点検日、年末年始(12月29日～1月3日) ※詳しくはホームページをご覧ください



### ●地下駐車場のご案内

施設利用の方は搬出入等に地下駐車場をご利用いただけます。事前予約可。

・1利用1台につき500円

・車高170cm×車幅170cm

長さ470cm以下の車両

車両1.5t(総重量2t)以内

・駐車は施設利用時間に限り  
ます。出入庫時間厳守

・先着順に、下記の台数まで  
ご予約いただけます。団体  
内で台数調整のうえ、団体  
の代表者若しくは連絡者が  
一括してお申込みください。

ホール:4台まで

ギャラリー:3台まで

他の室場:2台まで

複数室:最大6台まで

・当日空きがあれば、一般の  
お客様や利用手続きにご来  
館の方も利用いただけます

★バイク、自転車の駐車場  
はありません

## ●禁止行為

以下のような場合、ご利用いただくことができません。

利用申請をお断りするほか、利用当日に禁止行為が判明した場合、ご利用を中断していただきます。

- ① 危険物等を使用する催し物で、災害発生等の恐れがあると認められるとき
- ② 公共の秩序を乱し、または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき
- ③ 常習的に暴力、不法行為を行う恐れがある組織・団体の利益になる場合。また、その構成員の利用
- ④ 主として物品の販売、宣伝、またはこれらに類することを目的とするとき。来館者への勧誘行為
- ⑤ 葬儀、告別式、その他これらに類する行事のために利用するとき
- ⑥ 建物または附帯設備等を破損、汚損、滅失する恐れがあると認められるとき
- ⑦ 利用許可申請等の記載事項に虚偽が認められるとき
- ⑧ 許容範囲を超える大音量や振動を伴うとき。和太鼓、フラメンコ。

ホール、スタジオ A～D 以外では、吹奏楽器、金管楽器、打楽器等はご利用いただけません。

- ⑨ 施設や敷地内での喫煙、飲酒。酒気を帯びての入館。指定された場所以外での飲食
- ⑩ その他、プラザの設置目的に反するとき

## ●主催者が行う、プラザへの届出

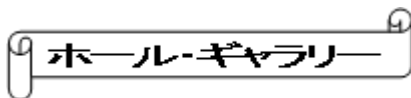
以下のような場合、施設に申請し、許可を得る必要があります。各種関係機関から許可を受けていても、施設貸し出しやビル管理上の安全が確保できない場合には許可できません。予めご承知おきください。

- ① 資料や講師の著書、出演者が演奏する CD 等の販売。任意の募金 → 「物品販売等承認申請」
- ② 入場料等有料から無料への変更、練習から公演への変更 → 「許可事項変更申請」
- ③ 施設内に発電・発火・発煙装置を使用・設置する。避難経路の変更 → 「特別設備設置申請」
- ④ 煙や霧、水蒸気等が上がる恐れがある利用、電気機器を大量に使用する場合
- ⑤ 飲食物の販売・提供。募金 → 「物品販売等承認申請」

## ●主催者が行う、各種関係機関への届け出

以下のような場合、各種関係機関への届け出と承認が必要です。余裕をもって手続きをしてください。

- ① 公演などで音楽を演奏・放送するとき。 → 日本音楽著作権協会 横浜支部
- ② 著作権・上演権のある脚本の使用。映像等の使用 → 各権利保有者
- ③ 演奏で使用するスターター、炭、線香などの火気 → 保土ヶ谷消防署
- ④ 飲食物の販売・提供(盛り付け、注ぎ分けを含む) → 保土ヶ谷区福祉保健センター生活衛生課  
※製造・包装されたまま提供し、飲食する者が自ら開封する場合も、生活衛生課にご相談ください



### 1. 催し物案内

一般に公開する催し物は当館発行の「催し物案内」に掲載することができます。ご利用ください。

### 2. 事前打合せ

ご利用の 1 ヶ月前頃に、催し物や表まわりについて施設との打ち合せをお願いします。ご予約の上、主催者と利用内容について詳しい方がご来館ください。

## 利用当日

### 1. 入館したら

- ① 受付に「利用許可書」をご持参いただくか、web 上の「利用許可書」をご提示ください。  
利用時間帯には準備や片付けの時間が含まれます。また、入替時間に点検や消毒作業を行いますので、ご案内までは貸し出しエリアには入らず、3F ロビーでお待ちください。  
4F ホワイエは貸し出しエリアのため、時間前には立ち入らないようお願いします。
- ② 附帯設備や地下駐車場をご利用の場合は申請し、利用料金をお支払いください  
ホールについては利用が確定した後に金額を算出しますので、当日受付にてお支払いください  
お持ち込みの機材等で電源を使用する場合は、電源代(1kw以内 200 円)をいただきます
- ③ リハーサル室と楽屋のみ、鍵の貸出をしております
- ④ 3F にコインロッカーを備えた共用更衣室があり、施設の利用時間に合わせてご利用いただけます。

### 2. 受付・誘導員の配置、定員の厳守

主催者は、催し物がすべて終了するまで責任をもってお立会ください。一般に公開する催し物では、来場されるお客様にケガやトラブルがないよう受付・誘導スタッフを配置し、災害・事故発生時には、施設スタッフの指示のもと避難誘導にご協力をお願いします。なお、リハーサル室、レクチャールーム、スタジオでは発表会や公開や公募のイベント・講座等はできません。

各室、定員が定められています。ホールは当日設置できる座席数が定員です。立ち見等はできません。アンサンブル練習などにはスペースが必要になります。リハーサル室、レクチャールーム、スタジオで、楽器や譜面台をご利用の場合は、各室定員の半分程度でご利用ください。

### 3. 荒天時のお願い

帷子川や今井川の水位が上がり、河川の氾濫や道路冠水の恐れがある場合、建物の出入り口に防潮板を設置します。キャスター付き荷物の運搬、台車を利用したの搬出入ができなくなりますので、該当する荷物・楽器をお持ちの方は事前にお知らせください。また、地下駐車場からの出庫をご案内します。

### 4. 建物や設備の保全

案内等には、看板や掲示板をご用意しています。壁や柱に直接貼り紙等しないでください。

建物や設備、機材等を傷つけたときは、すぐに窓口にお申し出ください。事故の状況や損傷の状態によっては、主催者の責任でその損害を補償していただく場合があります。

### 5. 利用の終わりに

- ① 設備や機材を現状復帰してください。受付から貸出した備品等は受付までお戻しください
- ② 忘れ物がないか確認し、ご退室の際には室内の空調や照明を OFF にしてください
- ③ 受付に当日の利用人数をお知らせください。附帯設備をご利用の方は許可書を差し替えますので、古い許可書をご用意ください
- ④ ゴミは原則としてお持ち帰りください。なお、大量でなければ、処理料金込みのごみ袋を購入して分別収集することで、岩間に処分を依頼することができます